

# 東京医科歯科大学医学部附属病院保険医療管理部規則

平成25年5月23日  
規則第67号

## (趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院保険医療管理部（以下「保険医療管理部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (目的)

第2条 保険医療管理部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、保険診療に対する正しい知識や保険請求などについて、医師をはじめ医学部附属病院全職員への教育、指導及び連携を充実させ、適正な保険診療の遂行及び保険請求を推進することを目的とする。

## (業務)

第3条 保険医療管理部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保険診療に関する各診療科、中央診療施設、事務部門への指導及び連絡調整
- (2) 医師法及び健康保険法、療養担当規則等の教育。
- (3) 保険診療に関する内部監査。
- (4) 保険診療に関する診療録等記載方法や技術の指導。
- (5) 診療録等の量的監査、質的監査。
- (6) その他保険診療に関すること。

## (職員及び職務)

第4条 保険医療管理部に次の職員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 教員
- (4) 薬剤師
- (5) 看護師
- (6) 臨床検査技師
- (7) 診療放射線技師
- (8) 管理栄養士

(9) その他必要な職員

- 2 部長及び副部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保険衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、保険医療管理部の管理運営に当たる。
- 4 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 5 その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を処理する。

(選考)

第5条 部長及び副部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長又は副部長について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(運営委員会)

第6条 保険医療管理部の円滑な運営を図るため、保険医療管理部に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 保険医療管理部の運営に関する基本的事項。
  - (2) 保険医療管理部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項。
  - (3) その他必要な事項。

(委員)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部長

- (2) 副部長
  - (3) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の臨床系教員 2 名（内科系 1 名、外科系 1 名）
  - (4) 看護部長
  - (5) 医療情報部長
  - (6) 薬剤部部長
  - (7) 検査部診療検査技師長
  - (8) 診療放射線技師長
  - (9) 臨床栄養部副部長
  - (10) 医事課長
  - (11) その他病院長が必要と認めた者
- 2 前項第 3 号、第 6 号、第 8 号及び第 10 号の委員は、病院長が委嘱する。
  - 3 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 8 条 委員会には委員長を置き、部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第 9 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

（委員以外の者の出席）

第 10 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第 11 条 委員会に関する庶務は、医学部附属病院事務部医事課が行う。

（雑則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、保険医療管理部の業務の実施及び委員会に関し

必要な事項は、別に定める。

(その他)

第13条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成25年5月23日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月3日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月24日規則第55号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月20日規則第86号)

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月28日規則第93号)

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則 (令和2年5月13日規則第59号)

この規則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。